

会員および会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は定款第6条および第7条に基づき、一般社団法人京都府言語聴覚士会（以下当法人）の会員の入会および会費の納入に関して必要な事項を定める

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、準会員、賛助会員の3種類とする

(入会および年会費)

第3条 会員は当法人に入会するときは年会費を納めなければならない。

2 年会費は下記の各号のとおりとする

(1) 正会員 4,000円

(2) 準会員 3,000円

(3) 賛助会員 1口2,000円（個人1口以上、団体5口以上）

3 納入された会費は、予算計上し本会事業費に充当する。

(徴収方法)

第4条 年会費は当該年度の7月31日までに納入する。

2 年会費の納入は、銀行振り込みとする。

付則

1 本規則の改廃は、理事会の議決を経て総会で承認を受ける。

2 この規則は平成28年6月26日から施行し、平成29年度より適用する。